

大船渡市地域防災計画
令和 6 年度修正案

令和 7 年 3 月
大船渡市防災会議

大船渡市地域防災計画
(本編／地震・津波災害対策編)
新旧対照表 (案)

大船渡市地域防災計画 新旧対照表

目次

本編 第1章 総則	
第5節 災害時における個人情報の取扱い	1
本編 第2章 災害予防計画	
第2節 地域防災活動活性化計画	1
第3節 防災訓練計画	1
第5節 通信確保計画	1
第6節 避難対策計画	2
第7節 要配慮者の安全確保計画	3
第8節 食料、生活必需品等の備蓄計画	4
第11節 建築物等安全確保計画	4
第13節 交通施設安全確保計画	4
第15節 危険物施設等安全確保計画	5
第18節 土砂災害予防計画	5
第21節 農業災害予防計画	6
第22節 海上災害予防計画	7
本編 第3章 災害応急対策計画	
第1節 活動体制計画	7
第2節 気象予報・警報等の伝達計画	8
第3節 通信情報計画	18
第4節 情報の収集・伝達計画	19
第5節 広報広聴計画	19
第6節 交通確保・輸送計画	19
第9節 相互応援協力計画	20
第10節 自衛隊災害派遣要請計画	21
第11節 防災ボランティア活動計画	21
第14節 避難・救出計画	22
第15節 医療・保健計画	23
第17節 給水計画	23
第19節 感染症予防計画	24
第24節 ライフライン施設応急対策計画	24
本編 第4章 災害復旧・復興計画	
第2節 生活の安全確保計画	25
地震・津波災害対策編 第1章 総則	
第1節 計画の目的	25
第6節 地震、津波の想定	26
地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画	
第5節 避難対策計画	26
地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画	
第1節 活動体制計画	27
第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画	28
第15節 医療・保健計画	32
地震・津波災害対策編 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	33

本編 第1章 総則

頁	現 計 画	修 正 案
1-1-1	<p>第5節 災害時における個人情報の取扱い</p> <p>市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう<u>法及び条例</u>の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。</p>	<p>第5節 災害時における個人情報の取扱い</p> <p>市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。</p>
修正理由	○ 県からの修正指示に基づく修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-5	<p>第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動の推進 [略]</p> <p>○ 市は、計画提案の制度について、その普及に努める。</p>	<p>第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動の推進 [略]</p> <p>○ 市は、計画提案の制度について、その普及に努める。</p> <p><u>○ 市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努める。</u></p>
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-6	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 [略]</p>	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 [略]</p>
1-2-7	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 広域的な訓練の実施</p> <p>広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた自治体や、市外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 広域的な訓練の実施</p> <p><u>○ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ 広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた自治体や、市外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</p>
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-10	<p>第5節 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p>	<p>第5節 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p>

	1～3 [略]	1～3 [略] <u>4 国、県、市、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。</u>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	第6節 避難対策計画	第6節 避難対策計画
1-2-11	第1 基本方針 1～3 [略]	第1 基本方針 1～3 [略] <u>4 国及び県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</u> <u>5 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>
1-2-14	第3 避難場所等の整備等 1 避難場所等の整備 [略] ○ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。	第3 避難場所等の整備等 1 避難場所等の整備 [略] ○ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。 <u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u>
1-2-15	2 [略] 3 避難場所等の環境整備 [略] ○ 市は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。	2 [略] 3 避難場所等の環境整備 [略] ○ 市は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 <u>○ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</u>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-18	<p style="text-align: center;">第7節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 [略]</p> <p>○ 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>○ 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や<u>避難支援プランの策定</u>について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障害者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。</p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備 [略]</p> <p>○ 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 [略]</p> <p>○ 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>○ 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や<u>個別避難計画の作成</u>について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障害者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。</p> <p>○ <u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>○ <u>県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備 [略]</p> <p>○ 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。</p> <p>○ <u>市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>○ <u>市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 表記の適正化</p>	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-21	<p>第8節 食料、生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。</p>	<p>第8節 食料、生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>1 市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。</u></p> <p><u>2 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を手早く開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 県は、災害対策本部支援室会議及び災害対策本部連絡員連絡調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p>
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-26	<p>第11節 建築物等安全確保計画</p> <p>第6 建築物の安全確保</p> <p>○ 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、<u>上期</u>と<u>下期</u>に、建築物防災週間を設け、各種防災啓蒙活動を実施する。</p>	<p>第11節 建築物等安全確保計画</p> <p>第6 建築物の安全確保</p> <p>○ 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、<u>春季</u>と<u>秋季</u>に、建築物防災週間を設け、各種防災啓蒙活動を実施する。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-29	<p>第13節 交通施設安全確保計画</p> <p>第2 道路施設</p> <p>1 道路の整備</p> <p>○ 災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>第13節 交通施設安全確保計画</p> <p>第2 道路施設</p> <p>1 道路の整備</p> <p>○ 災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>○ 国、県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重</u></p>

		<u>要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、経済産業省、総務省が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u>
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	第15節 危険物施設等安全確保計画	第15節 危険物施設等安全確保計画
1-2-35	第5 放射線災害予防対策 ○ 防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、 <u>防災業務従事者</u> に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。	第5 放射線災害予防対策 ○ 防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	第18節 土砂災害予防計画	第18節 土砂災害予防計画
1-2-43	第4 土砂災害防止対策の推進 [略] ○ 県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。 また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	第4 土砂災害防止対策の推進 [略] ○ 県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。 また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 <u>○ 県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定に向けて、基礎調査を実施する。</u>
1-2-44	第6 土砂災害警戒情報の発表 1 目的及び発表機関 ○ 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な <u>場所からの避難が必要とされる</u> 警戒レベル4に相当。	第6 土砂災害警戒情報の発表 1 目的及び発表機関 ○ 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な <u>場所から避難する必要があるとされる</u> 警戒レベル4に相当。
1-2-45	5 避難指示等のための情報提供	5 避難指示等のための情報提供

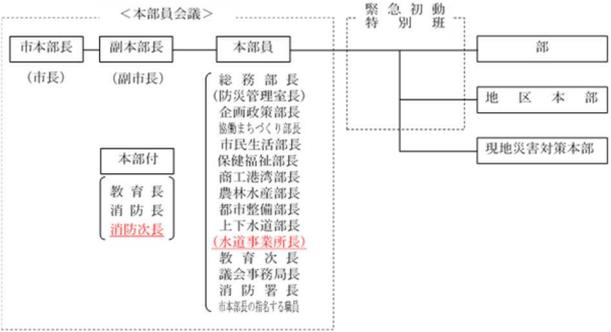
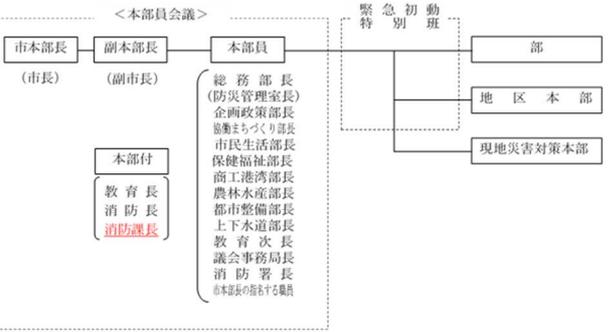
	<p>[略]</p> <p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて危険※</td> <td>濃い紫</td> <td><u>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達</u></td> </tr> <tr> <td>非常に危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>薄い紫</td> <td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 <u>(避難指示の判断が必要な状況)</u></td> </tr> <tr> <td>警戒 【警戒レベル3相当】</td> <td>赤</td> <td>2時間先までに警報基準に到達すると予想 <u>(高齢者等避難の検討が必要な状況)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>※ [略]</p> <p>※ 「極めて危険」(濃い紫) : 警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p> <p>第8 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統</p> <p>[略]</p> <p>(土砂災害発生時における報告系統)</p>	危険度	表示	状況	極めて危険※	濃い紫	<u>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達</u>	非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 <u>(避難指示の判断が必要な状況)</u>	警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 <u>(高齢者等避難の検討が必要な状況)</u>	<p>[略]</p> <p>土砂災害危険度情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害切迫※ 【警戒レベル5相当】</td> <td>黒</td> <td><u>大雨特別警報(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達</u></td> </tr> <tr> <td>危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>紫</td> <td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>警戒 【警戒レベル3相当】</td> <td>赤</td> <td>2時間先までに警報基準に到達すると予想</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>※ [略]</p> <p>※ 「災害切迫」(黒) : 警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p> <p>第8 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統</p> <p>[略]</p> <p>(土砂災害発生時における報告系統)</p>	危険度	表示	状況	災害切迫※ 【警戒レベル5相当】	黒	<u>大雨特別警報(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達</u>	危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想
危険度	表示	状況																								
極めて危険※	濃い紫	<u>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達</u>																								
非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 <u>(避難指示の判断が必要な状況)</u>																								
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 <u>(高齢者等避難の検討が必要な状況)</u>																								
危険度	表示	状況																								
災害切迫※ 【警戒レベル5相当】	黒	<u>大雨特別警報(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達</u>																								
危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想																								
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想																								
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																									

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案				
1-2-52	<p>第21節 農業災害予防計画</p> <p>第3 予防対策</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>冷害防止対策</td> <td>[略] ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達の徹底</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	冷害防止対策	[略] ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期 予報の伝達の徹底	<p>第21節 農業災害予防計画</p> <p>第3 予防対策</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>冷害防止対策</td> <td>[略] ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 季節予報の伝達の徹底</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	冷害防止対策	[略] ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 季節 予報の伝達の徹底
冷害防止対策	[略] ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期 予報の伝達の徹底					
冷害防止対策	[略] ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 季節 予報の伝達の徹底					
修正理由	○ 所要の修正					

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-53	<p align="center">第22節 海上災害予防計画</p> <p>第4 施設、設備及び資機材の整備・保管</p> <p>○ 各防災関係機関、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物の取扱者は、大量に流出した石油等の災害予防及び拡大防止に必要な施設、設備及び資機材の整備を図る。また、耐用年数、損耗の度合いを定期的に管理し、適切に更新・保管する。 [略]</p>	<p align="center">第22節 海上災害予防計画</p> <p>第4 施設、設備及び資機材の整備・保管</p> <p><u>○ 国土交通省及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。</u></p> <p>○ 各防災関係機関、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物の取扱者は、大量に流出した石油等の災害予防及び拡大防止に必要な施設、設備及び資機材の整備を図る。また、耐用年数、損耗の度合いを定期的に管理し、適切に更新・保管する。 [略]</p>
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																																							
1-3-2	<p align="center">第1節 活動体制計画</p> <p>第2 活動体制 [略]</p> <p>1 災害警戒本部 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 関係各課等の防災活動</p> <p>○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課等においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>子ども課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長寿社会課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上下水道部</td> <td>下水道事業所</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>簡易水道事業所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>簡易水道施設等被害情報の収集</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道事業所</td> <td>上水道施設等被害情報の収集</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p>	部	課等	担当内容	[略]			保健福祉部	地域福祉課	[略]	子ども課		長寿社会課		[略]			上下水道部	下水道事業所	[略]	簡易水道事業所		簡易水道施設等被害情報の収集		[略]				水道事業所	上水道施設等被害情報の収集	<p align="center">第1節 活動体制計画</p> <p>第2 活動体制 [略]</p> <p>1 災害警戒本部 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 関係各課等の防災活動</p> <p>○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課等においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>こども家庭センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長寿社会課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上下水道部</td> <td>下水道課</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>水道課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道施設等被害情報の収集</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p>	部	課等	担当内容	[略]			保健福祉部	地域福祉課	[略]	こども家庭センター		長寿社会課		[略]			上下水道部	下水道課	[略]	水道課		水道施設等被害情報の収集		[略]		
部	課等	担当内容																																																							
[略]																																																									
保健福祉部	地域福祉課	[略]																																																							
	子ども課																																																								
	長寿社会課																																																								
[略]																																																									
上下水道部	下水道事業所	[略]																																																							
	簡易水道事業所																																																								
	簡易水道施設等被害情報の収集																																																								
[略]																																																									
	水道事業所	上水道施設等被害情報の収集																																																							
部	課等	担当内容																																																							
[略]																																																									
保健福祉部	地域福祉課	[略]																																																							
	こども家庭センター																																																								
	長寿社会課																																																								
[略]																																																									
上下水道部	下水道課	[略]																																																							
	水道課																																																								
	水道施設等被害情報の収集																																																								
[略]																																																									
1-3-5	<p>2 市本部 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 市本部の組織は、次のとおりである。</p>	<p>2 市本部 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 市本部の組織は、次のとおりである。</p>																																																							

<p>1-3-9</p>	 <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第3 職員の動員配備体制</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 指定行政機関等への職員派遣の要請等 [略]</p> <p>○ 市本部長は、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関その他防災関係機関の職員に対し、本部員会議への参加を要請する。</p> <p>10 [略]</p>	 <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第3 職員の動員配備体制</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 指定行政機関等への職員派遣の要請等 [略]</p> <p>○ 市本部長は、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関その他防災関係機関の職員に対し、本部員会議への参加を要請する。</p> <p><u>○ 市は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>10 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 市行政組織機構の整備に伴う修正</p> <p>○ 国からの修正指示に基づく修正</p>	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案												
<p>1-3-16</p>	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="272 1552 874 2139"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象に関する情報</td> <td>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>大雨警報発表中の市内において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	気象に関する情報	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の市内において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="906 1552 1513 2139"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象に関する情報</td> <td>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1 <u>である。</u></td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>大雨警報発表中の市内において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	気象に関する情報	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1 <u>である。</u>	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の市内において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降
種 類	内 容													
気象に関する情報	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1													
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の市内において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降													
種 類	概 要													
気象に関する情報	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1 <u>である。</u>													
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の市内において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降													

		<p>水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>			<p>水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>								
	土砂災害警戒情報 <u>(備考1)</u>	<p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p>		土砂災害警戒情報	<p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。 <u>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当</u></p>								
	竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>		竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>								
	備考1	<p>大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</p>		備考1	<p><u>土砂災害警戒情報は</u>、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</p>								
1-3-17	ウ	<p><u>注意報の種類と発表基準</u></p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td><u>発表基準</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	種類	<u>発表基準</u>	[略]			ウ	<p><u>注意報の種類</u></p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td><u>概要</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	種類	<u>概要</u>	[略]	
種類	<u>発表基準</u>												
[略]													
種類	<u>概要</u>												
[略]													

気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ○表面雨量指数基準 8 ○土壌雨量指数基準 <u>78</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2	気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ○表面雨量指数基準 8 ○土壌雨量指数基準 <u>101</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 <u>である。</u>
	[略]		[略]		
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で <u>呼びかけられる。</u>	雷注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で <u>呼びかける。</u>
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を <u>予想した</u> ときに発表する。 [略]	乾燥注意報	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が <u>予想された</u> ときに発表する。 [略]
	[略]		[略]		
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、 <u>浸水害、土砂災害等の災害</u> が発生するおそれがあるとときに発表する。	融雪注意報	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、 <u>浸水、土砂災害等</u> が発生するおそれがあるとときに発表する。	
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表する。 ○潮位が東京湾平均海面（TP）上0.9m以上と予想される場合 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等 <u>は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当	高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表する。 ○潮位が東京湾平均海面（TP）上0.9m以上と予想される場合 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 <u>である。</u> 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等 <u>が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当	
[略]		[略]			
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ○流域雨量指数基準：甫嶺川流域=7.4、綾里川流域=6.6、後ノ入川流域=7、盛川流域=20.2、須	洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ○流域雨量指数基準：甫嶺川流域=7.4、綾里川流域=6.6、後ノ入川流域=7、盛川流域=20.2、須	

1-3-19

<p>崎川流域=7.1、中井川流域=3.6、立根川流域=7.5、小通川流域=5.4、鷹生川流域=8.9</p> <p>○ 複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値): 甫嶺川流域=(5、6.9)、綾里川流域=(5、6.6)、後ノ入川流域=(6、6)、盛川流域=(5、19.4)、須崎川流域=(5、7.1)、立根川流域=(5、6.9)、小通川流域=(7、5)、鷹生川流域=(7、8.3)</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p>	
[略]	
[略]	
工 警報の種類と発表基準	
種類	発表基準
[略]	
気象警報	<p>大雨警報</p> <p>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>○ 浸水害: 表面雨量指数基準 12</p> <p>○ 土砂災害: 土壌雨量指数基準 120</p> <p>大雨警報(土砂災害)は、高齢者等 は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>
[略]	
高潮警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>○ 潮位が東京湾平均海面(TP)上1.2m以上と予想される場合</p> <p>危険な 場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>
[略]	
洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>○ 流域雨量指数基準: 甫嶺川流域=9.3、綾里川流域=8.3、後ノ入川流域=8.8、盛川流域=25.3、</p>

<p>崎川流域=7.1、中井川流域=3.6、立根川流域=7.5、小通川流域=5.4、鷹生川流域=8.9</p> <p>○ 複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値): 甫嶺川流域=(5、6.9)、綾里川流域=(5、6.6)、後ノ入川流域=(6、6)、盛川流域=(5、19.4)、須崎川流域=(5、7.1)、立根川流域=(5、6.9)、小通川流域=(7、5)、鷹生川流域=(7、8.3)</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 である。</p>	
[略]	
[略]	
工 警報の種類	
種類	概要
[略]	
気象警報	<p>大雨警報</p> <p>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>○ 浸水害: 表面雨量指数基準 12</p> <p>○ 土砂災害: 土壌雨量指数基準 128</p> <p>大雨警報(土砂災害)は、高齢者等 が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当</p>
[略]	
高潮警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>○ 潮位が東京湾平均海面(TP)上1.2m以上と予想される場合</p> <p>危険な 場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当</p>
[略]	
洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>○ 流域雨量指数基準: 甫嶺川流域=9.3、綾里川流域=8.3、後ノ入川流域=8.8、盛川流域=25.3、</p>

1-3-20	<p>須崎川流域=8.9、中井川流域=4.5、立根川流域=9.4、小通川流域=6.8、鷹生川流域=11.2</p> <p>河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。</p> <p>高齢者等は<u>危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当</p>	<p>須崎川流域=8.9、中井川流域=4.5、立根川流域=9.4、小通川流域=6.8、鷹生川流域=11.2</p> <p>河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。</p> <p>高齢者等が<u>危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当</p>											
	[略]	[略]											
	備考1 <u>土砂崩れ警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い</u> 、この警報の標題は用いない。	備考1 <u>土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に含めて行い</u> 、この警報の標題は用いない。											
	備考2 [略] 備考3 <u>キキクル等の種類と概要は次のとおりである。</u>	備考2 [略] 備考3 <u>キキクル (危険度分布等)</u>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</td> <td> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当</p> <p>○ 「危険」(紫): 危険な<u>場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当</p> <p>○ 「警戒」(赤): 高齢者等は<u>危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当</p> <p>○ 「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p> </td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</td> <td> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当</p> <p>○ 「危険」(紫): 危険な<u>場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当</p> <p>○ 「警戒」(赤): 高齢者等は<u>危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当</p> <p>○ 「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>	浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</td> <td> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当</p> <p>○ 「危険」(紫): 危険な<u>場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当</p> <p>○ 「警戒」(赤): 高齢者等が<u>危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当</p> <p>○ 「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p> </td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</td> <td> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当</p> <p>○ 「危険」(紫): 危険な<u>場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当</p> <p>○ 「警戒」(赤): 高齢者等が<u>危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当</p> <p>○ 「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>	浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保</u></p>
種類	概要												
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当</p> <p>○ 「危険」(紫): 危険な<u>場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当</p> <p>○ 「警戒」(赤): 高齢者等は<u>危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当</p> <p>○ 「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>												
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u></p>												
種類	概要												
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当</p> <p>○ 「危険」(紫): 危険な<u>場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当</p> <p>○ 「警戒」(赤): 高齢者等が<u>危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当</p> <p>○ 「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>												
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保</u></p>												

1-3-21		とされる警戒レベル5に相当		<u>する必要がある</u> とされる警戒レベル5に相当	
	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当</p> <p>○ 「危険」(紫): 危険な<u>場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当</p> <p>○ 「警戒」(赤): 高齢者等は<u>危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当</p> <p>○ 「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当</p> <p>○ 「危険」(紫): 危険な<u>場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当</p> <p>○ 「警戒」(赤): 高齢者等が<u>危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当</p> <p>○ 「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>	
	[略]		[略]		
	オ 特別警報の種類と発表基準		オ 特別警報の種類		
	種 類	<u>発 表 基 準</u>	種 類	<u>概 要</u>	
気象特別警報	暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>○ <u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</u></p>	気象特別警報	暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p>
	暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <p>○ <u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</u></p>		暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p>
	大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大</p>		大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大</p>

1-3-22		<p>雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>災害が発生又は切迫している<u>状況であり、命の危険が迫っているため</u>、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p> <p>○ <u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</u></p>		<p>雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>災害が発生又は切迫している<u>状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要がある</u>ことを示す警戒レベル5に相当</p>
	大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>○ <u>数十年に一度の降雪量となる大雪がと予想される場合</u></p>	大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p>
	高潮特別警報	<p>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>危険な<u>場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当</p> <p>○ <u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</u></p>	高潮特別警報	<p>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>危険な<u>場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当</p>
	波浪特別警報	<p>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>○ <u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</u></p>	波浪特別警報	<p>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p>
	土砂崩れ特別警報（備考1）	<p>大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>○ <u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u></p>	土砂崩れ特別警報（備考1）	<p>大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p>
	備考1 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。			備考1 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。 <u>浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。</u>
備考2 [略]			備考2 [略]	
カ 地震動の警報及び地震情報の種類			カ 地震動の警報及び地震情報の種類	
(7) [略]			(7) [略]	
(イ) 地震情報の種類と内容			(イ) 地震情報の種類と内容	
			○ <u>市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得</u>	

種 類	発表基準	内 容
[略]		
震源に関する情報	・震度3以上 (<u>大津波警報</u> 、 <u>津波警報</u> 又は注意報を発表した場合は発表しない。)	<u>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u> <u>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</u>
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・ <u>大津波警報</u> 、 <u>津波警報</u> 、 <u>津波</u> 注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村 <u>毎</u> の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を凶情報として発表。
遠地地震に関する情報	<u>国外で発生した地震について、以下のいずれかを満たした場合等</u> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測	地域 <u>毎</u> の震度の最大値・長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 <u>高層ビル内での被害</u>

種 類	発表基準	内 容
[略]		
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)	<u>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u>
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村 <u>ごと</u> の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域 <u>ごと</u> の震度の最大値・ <u>長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、</u> 長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後 <u>程度で1回発表</u>)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度	・震度5弱以	観測した各地の震

て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

1-3-23	した場合	<u>の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</u>	分布図	上	度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	<p>(ウ) 地震活動に関する解説情報等</p> <p>○ <u>気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。</u></p> <p>(ウ) 地震活動に関する解説資料等</p> <p>○ <u>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料</u></p>		
	種 類	内 容	解説資料等の種類	発表基準	内 容
	地震解説資料	<u>津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料</u>	地震解説資料(速報版)	<u>以下のいずれかを満たしている場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> <u>・津波警報等発表時(遠地地震による発表時を除く。)</u> <u>・岩手県内で震度4以上を観測</u> <u>(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</u>	<u>地震発生後30分程度をめぐり、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料</u>
	月間地震概況及び週間地震概況	<u>月毎及び週毎(定期)に発表される地震活動状況等に関する資料</u>	地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版)	<u>以下のいずれかを満たした場合には発表</u> <u>するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> <u>・津波警報等発表時</u> <u>・岩手県内で震度5弱以上を観測</u> <u>・社会的に関心の高い地震が発生</u>	<u>地震発生後1～2時間をめぐり第1号を発表する。</u> <u>・地震解説資料(全国詳細版)</u> <u>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料</u> <u>・地震解説資料(地域詳細版)</u>

1-3-23

キ 津波警報等の種類
 (7) 津波警報等の種類と内容
 [略]

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	[略]		<u>(巨大)</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	[略]		<u>(高い)</u> 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。

キ 津波警報等の種類
 (7) 津波警報等の種類と内容
 [略]

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の <u>最大波の</u> 高さが高いところで3mを超える場合	[略]		<u>巨大な津波が襲い</u> 、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の <u>最大波の</u> 高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	[略]		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川

地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）

<u>月間地震概況</u>	<u>・定期（毎月）</u>	<u>地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料</u>
---------------	----------------	----------------------------------------------------------------------

				沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。				沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	[略]		津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	[略]	
		[略]	(イ)・(ウ) [略]			[略]	(イ)・(ウ) [略]	
修正理由	<input type="radio"/> 防災基本計画の修正に伴う修正 <input type="radio"/> 所要の修正							

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-33	<p align="center">第3節 通信情報計画</p> <p>第2 実施要領 [略]</p> <p>3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保 [略]</p> <p>(5) 放送の利用 [略]</p> <p>なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放送局名</th> <th>担当部局</th> <th>電話番号</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会 盛岡放送局</td> <td><u>放送部</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	放送局名	担当部局	電話番号	所在地	日本放送協会 盛岡放送局	<u>放送部</u>	[略]		[略]				<p align="center">第3節 通信情報計画</p> <p>第2 実施要領 [略]</p> <p>3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保 [略]</p> <p>(5) 放送の利用 [略]</p> <p>なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放送局名</th> <th>担当部局</th> <th>電話番号</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会 盛岡放送局</td> <td><u>コンテンツ センター</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	放送局名	担当部局	電話番号	所在地	日本放送協会 盛岡放送局	<u>コンテンツ センター</u>	[略]		[略]			
放送局名	担当部局	電話番号	所在地																							
日本放送協会 盛岡放送局	<u>放送部</u>	[略]																								
[略]																										
放送局名	担当部局	電話番号	所在地																							
日本放送協会 盛岡放送局	<u>コンテンツ センター</u>	[略]																								
[略]																										
修正理由	<input type="radio"/> 所要の修正																									

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-36	第4節 情報の収集・伝達計画	第4節 情報の収集・伝達計画
	第2 実施機関（責任者） [略] （市本部の担当）	第2 実施機関（責任者） [略] （市本部の担当）
	部 班 担当内容	部 班 担当内容
	[略]	[略]
	上下水道部 [略] <u>簡易水道班</u> <u>簡易水道施設被害報告</u>	上下水道部 [略] <u>水道班</u> <u>水道施設被害報告</u>
[略]	[略]	
<u>水道部</u> <u>水道班</u> <u>上水道施設等被害報告</u>		
修正理由	○ 市行政組織機構の整備に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-45	第5節 広報広聴計画	第5節 広報広聴計画
	第2 実施機関（責任者） [略] （市本部の担当）	第2 実施機関（責任者） [略] （市本部の担当）
	部 班 担当内容	部 班 担当内容
	[略]	[略]
	上下水道部 下水道班 [略] <u>簡易水道班</u>	上下水道部 下水道班 [略] <u>水道班</u>
[略]	[略]	
<u>水道部</u> <u>水道班</u> <u>所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理</u>		
修正理由	○ 市行政組織機構の整備に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-51	第6節 交通確保・輸送計画	第6節 交通確保・輸送計画
	第2 実施機関（責任者） [略] （市本部の担当）	第2 実施機関（責任者） [略] （市本部の担当）
	部 班 担当内容	部 班 担当内容
	[略]	[略]
	商工港湾部 企業立地港湾班 [略] 2 運送事業者に対する海上輸送（漁	商工港湾部 企業立地港湾班 [略] 2 <u>防災関係機関、</u> <u>運送事業者等</u> に対

		船によるものを除く。)の要請 [略]			する海上輸送(漁船によるものを除く。)の要請 [略]
	[略]			[略]	
修正理由	○ 災害時支援協力協定の締結に伴う修正				

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																																	
	第9節 相互応援協力計画	第9節 相互応援協力計画																																	
1-3-64	第1 基本方針 1～6 [略]	第1 基本方針 1～6 [略]																																	
	第2 実施機関(責任者) [略]	第2 実施機関(責任者) [略]																																	
1-3-65	(市本部の担当)	(市本部の担当)																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>簡易水道班</u></td> <td> 1 <u>簡易</u>水道施設の応急対策に係る関係団体等に対する要請 2 <u>簡易</u>水道施設の応急復旧資機材の調達に係る関係団体等に対する要請 3 飲料水の確保に係る関係団体等に対する要請 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>水道部</td> <td>水道班</td> <td> 1 水道施設の応急対策に係る関係団体等に対する要請 2 水道施設の応急復旧資機材の調達に係る関係団体等に対する要請 3 給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車等運搬車両等の資機材の調達に係る関係団体等に対する要請 4 飲料水の確保に係る関係団体等に対する要請 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当内容	[略]			上下水道部	[略]			<u>簡易水道班</u>	1 <u>簡易</u> 水道施設の応急対策に係る関係団体等に対する要請 2 <u>簡易</u> 水道施設の応急復旧資機材の調達に係る関係団体等に対する要請 3 飲料水の確保に係る関係団体等に対する要請	[略]			水道部	水道班	1 水道施設の応急対策に係る関係団体等に対する要請 2 水道施設の応急復旧資機材の調達に係る関係団体等に対する要請 3 給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車等運搬車両等の資機材の調達に係る関係団体等に対する要請 4 飲料水の確保に係る関係団体等に対する要請	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>水道班</u></td> <td> 1 水道施設の応急対策に係る関係団体等に対する要請 2 水道施設の応急復旧資機材の調達に係る関係団体等に対する要請 3 <u>給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車等運搬車両等の資機材の調達に係る関係団体等に対する要請</u> 4 飲料水の確保に係る関係団体等に対する要請 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当内容	[略]			上下水道部	[略]			<u>水道班</u>	1 水道施設の応急対策に係る関係団体等に対する要請 2 水道施設の応急復旧資機材の調達に係る関係団体等に対する要請 3 <u>給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車等運搬車両等の資機材の調達に係る関係団体等に対する要請</u> 4 飲料水の確保に係る関係団体等に対する要請	[略]		
部	班	担当内容																																	
[略]																																			
上下水道部	[略]																																		
	<u>簡易水道班</u>	1 <u>簡易</u> 水道施設の応急対策に係る関係団体等に対する要請 2 <u>簡易</u> 水道施設の応急復旧資機材の調達に係る関係団体等に対する要請 3 飲料水の確保に係る関係団体等に対する要請																																	
[略]																																			
水道部	水道班	1 水道施設の応急対策に係る関係団体等に対する要請 2 水道施設の応急復旧資機材の調達に係る関係団体等に対する要請 3 給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車等運搬車両等の資機材の調達に係る関係団体等に対する要請 4 飲料水の確保に係る関係団体等に対する要請																																	
部	班	担当内容																																	
[略]																																			
上下水道部	[略]																																		
	<u>水道班</u>	1 水道施設の応急対策に係る関係団体等に対する要請 2 水道施設の応急復旧資機材の調達に係る関係団体等に対する要請 3 <u>給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車等運搬車両等の資機材の調達に係る関係団体等に対する要請</u> 4 飲料水の確保に係る関係団体等に対する要請																																	
[略]																																			
1-3-67	第3 実施要領 1 市町村の相互協力 [略] ○ 「大規模災害時における岩手縣市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。	第3 実施要領 1 市町村の相互協力 [略] ○ 「大規模災害時における岩手縣市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。																																	

		○ <u>市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u>
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正 ○ 市行政組織機構の整備に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-71	<p align="center">第10節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第3 実施要領 [略]</p> <p>3 災害派遣時に実施する救援活動 ○ 自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> <th>該当章節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td><u>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」</u>（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	該当章節	[略]			救援物資の無償貸付又は譲与	<u>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」</u> （昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	[略]	[略]			<p align="center">第10節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第3 実施要領 [略]</p> <p>3 災害派遣時に実施する救援活動 ○ 自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> <th>該当章節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td><u>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」</u>（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	該当章節	[略]			救援物資の無償貸付又は譲与	<u>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」</u> （昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	[略]	[略]		
項 目	内 容	該当章節																								
[略]																										
救援物資の無償貸付又は譲与	<u>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」</u> （昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	[略]																								
[略]																										
項 目	内 容	該当章節																								
[略]																										
救援物資の無償貸付又は譲与	<u>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」</u> （昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	[略]																								
[略]																										
修正理由	○ 所要の修正																									

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-76	<p align="center">第11節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第3 実施要領 1 [略] 2 防災ボランティアの受入れ ○ 県本部長及び市本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の<u>生活</u>環境について配慮する。</p>	<p align="center">第11節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第3 実施要領 1 [略] 2 防災ボランティアの受入れ ○ 県本部長及び市本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の<u>活動</u>環境について配慮する。</p>

	<p>○ [略]</p> <p>○ 県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ 県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p><u>○ 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>○ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社協等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>
	3 [略]	3 [略]
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																								
	第14節 避難・救出計画	第14節 避難・救出計画																								
1-3-84	<p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 指定避難所の設置、運営 [略] (市本部の担当)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 25%;">班</th> <th style="width: 50%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>協働まちづくり部</td> <td>市民会館・図書館班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	[略]			協働まちづくり部	市民会館・図書館班	[略]	[略]			<p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 指定避難所の設置、運営 [略] (市本部の担当)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 25%;">班</th> <th style="width: 50%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>協働まちづくり部</td> <td>図書館班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	[略]			協働まちづくり部	図書館班	[略]	[略]		
部	班	担当業務																								
[略]																										
協働まちづくり部	市民会館・図書館班	[略]																								
[略]																										
部	班	担当業務																								
[略]																										
協働まちづくり部	図書館班	[略]																								
[略]																										
1-3-91	<p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営 [略]</p> <p>○ 市本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営 [略]</p> <p>○ 市本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、<u>必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与</u></p>																								

	[略] (3)・(4) [略] 6～10 [略]	<u>する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u> [略] (3)・(4) [略] 6～10 [略]
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 市行政組織機構の整備に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	第15節 医療・保健計画	第15節 医療・保健計画
1-3-100	第1 基本方針 1～6 [略] 7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。 8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。 9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。	第1 基本方針 1～6 [略] 7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療 <u>福祉</u> 調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム(<u>DHEAT</u>)の応援要請を行う。 8 県は、大規模災害時に保健医療 <u>福祉</u> 活動チームの派遣調整、保健医療 <u>福祉</u> 活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療 <u>福祉</u> 活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。 9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療 <u>福祉</u> 活動の総合調整の実施体制の整備に努める。
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																											
	第17節 給水計画	第17節 給水計画																											
1-3-115	第2 実施機関（責任者） [略] （市本部の担当） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部</th> <th style="width: 33%;">班</th> <th style="width: 33%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td><u>簡易水道班</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>水道部</u></td> <td><u>水道班</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	[略]			上下水道部	<u>簡易水道班</u>	[略]	<u>水道部</u>	<u>水道班</u>		[略]			第2 実施機関（責任者） [略] （市本部の担当） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部</th> <th style="width: 33%;">班</th> <th style="width: 33%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td><u>水道班</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> [略]	部	班	担当業務	[略]			上下水道部	<u>水道班</u>	[略]	[略]		
部	班	担当業務																											
[略]																													
上下水道部	<u>簡易水道班</u>	[略]																											
<u>水道部</u>	<u>水道班</u>																												
[略]																													
部	班	担当業務																											
[略]																													
上下水道部	<u>水道班</u>	[略]																											
[略]																													
修正理由	○ 市行政組織機構の整備に伴う修正																												

頁	現 計 画	修 正 案																					
1-3-124	<p align="center">第19節 感染症予防計画</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] （市本部の担当）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td><u>簡易水道班</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>水道部</u></td> <td><u>水道班</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	[略]			上下水道部	<u>簡易水道班</u>	[略]	<u>水道部</u>	<u>水道班</u>		<p align="center">第19節 感染症予防計画</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] （市本部の担当）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td><u>水道班</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	[略]			上下水道部	<u>水道班</u>	[略]
部	班	担当業務																					
[略]																							
上下水道部	<u>簡易水道班</u>	[略]																					
<u>水道部</u>	<u>水道班</u>																						
部	班	担当業務																					
[略]																							
上下水道部	<u>水道班</u>	[略]																					
修正理由	○ 市行政組織機構の整備に伴う修正																						

頁	現 計 画	修 正 案																					
1-3-146	<p align="center">第24節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～2 [略] 3 上下水道施設 [略] （市本部の担当）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道部</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>簡易水道班</u></td> <td>1 <u>簡易</u>水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した<u>簡易</u>水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</td> </tr> <tr> <td><u>水道部</u></td> <td><u>水道班</u></td> <td><u>1 上水道施設に係る被災状況の把握</u> <u>2 被災した上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	上下水道部	[略]			<u>簡易水道班</u>	1 <u>簡易</u> 水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した <u>簡易</u> 水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施	<u>水道部</u>	<u>水道班</u>	<u>1 上水道施設に係る被災状況の把握</u> <u>2 被災した上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</u>	<p align="center">第24節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～2 [略] 3 上下水道施設 [略] （市本部の担当）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道部</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>水道班</u></td> <td>1 水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	上下水道部	[略]			<u>水道班</u>	1 水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
部	班	担当業務																					
上下水道部	[略]																						
	<u>簡易水道班</u>	1 <u>簡易</u> 水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した <u>簡易</u> 水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施																					
<u>水道部</u>	<u>水道班</u>	<u>1 上水道施設に係る被災状況の把握</u> <u>2 被災した上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</u>																					
部	班	担当業務																					
上下水道部	[略]																						
	<u>水道班</u>	1 水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施																					
1-3-154	<p>第3 実施要領 1～4 [略] 5 電気通信施設 (1)～(3) [略] (4) 災害広報</p> <p>○ 電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。</p>	<p>第3 実施要領 1～4 [略] 5 電気通信施設 (1)～(3) [略] (4) 災害広報</p> <p>○ 電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。</p> <p><u>○ 国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。</u></p>																					

	(5) [略]	(5) [略]
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

本編 第4章 災害復旧・復興計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-4-6	<p align="center">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第2 被災者の生活確保 1～4 [略] 5 被災者生活再建支援制度の活用 ○ 市は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。</p> <p>6～9 [略]</p>	<p align="center">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第2 被災者の生活確保 1～4 [略] 5 被災者生活再建支援制度の活用 <u>○ 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備努めるものとする。</u> ○ 市は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。</p> <p>6～9 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

地震・津波災害対策編 第1章 総則

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-1	<p align="center">第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、市及び各防災機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。</p> <p>なお、この計画は、本市における過去の地震及び津波災害の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、<u>「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成25年3月）」</u>、千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）及び日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成29年度、<u>31年度</u>に国の地震調査研究推進本部が実施）や県が実施した津波浸水想定の設定（令和3年度）及び被害想定（令和3～4年度「岩手県地震・津波被害想定調査」）<u>や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（国の地震調査研究推進本部が実施）</u>を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p>また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地</p>	<p align="center">第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、市及び各防災機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。</p> <p>なお、この計画は、本市における過去の地震及び津波災害の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）及び日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成29年度、<u>30年度</u>に国の地震調査研究推進本部が実施）や県が実施した津波浸水想定の設定（令和3年度）及び被害想定（令和3～4年度「岩手県地震・津波被害想定調査」）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p>また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る</p>

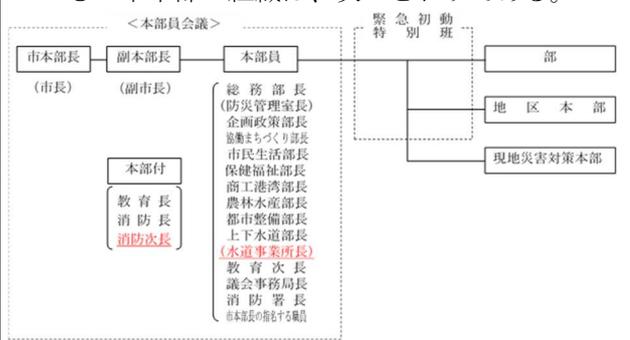
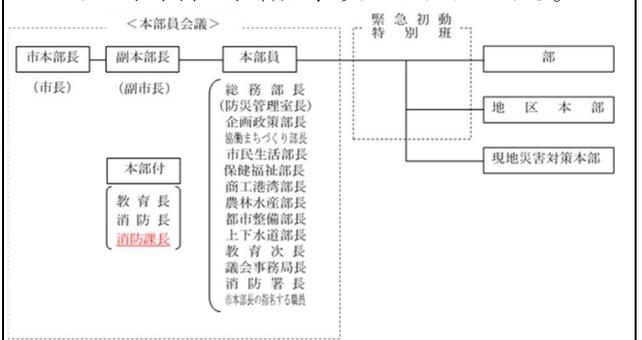
	震防災の推進に係る特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上重要な事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることとしたものである。	地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上重要な事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることとしたものである。
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正	

地震・津波災害対策編 第1章 総則

頁	現 計 画	修 正 案
	第6節 地震、津波の想定	第6節 地震、津波の想定
2-1-8	第1 地震、津波の想定の基本となる考え方 [略] ○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地地震（※）、火山噴火等による潮位変化（※）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した高齢者等避難及び避難指示（以下本編中「避難指示等」という。）の発令体制などの避難に関する対策も検討する。 [略] ※火山噴火等による潮位変化とは、火山噴火による気圧波や山体崩壊等の火山現象による潮位変化（防災対応上「津波」と呼称）のこと。2022年（令和4年）1月16日に岩手県に津波警報が発令されたトンガ諸島付近のフンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う潮位変化がその代表例。	第1 地震、津波の想定の基本となる考え方 [略] ○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地津波（※）、火山噴火等による津波（※）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した高齢者等避難及び避難指示（以下本編中「避難指示等」という。）の発令体制などの避難に関する対策も検討する。 [略] ※火山噴火等による津波とは、火山噴火による気圧波や山体崩壊等の火山現象による津波のこと。2022年（令和4年）1月16日に岩手県に津波警報が発令されたトンガ諸島付近のフンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う潮位変化がその代表例。
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 表記の適正化	

地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	第5節 避難対策計画	第5節 避難対策計画
2-2-8	第2 避難計画の作成 1 避難計画 [略] ○ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による潮位変化に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示等の発令・伝達体制を整える。	第2 避難計画の作成 1 避難計画 [略] ○ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示等の発令・伝達体制を整える。
2-2-9	2～4 [略] 第8 津波に対する住民等の予防措置 1 住民の予防措置 ○ 津波に対する正しい知識を身につける。 ア 津波は、大きな地震のときだけ来るとは限らない。 イ・ウ [略] エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による潮位変化により津	2～4 [略] 第8 津波に対する住民等の予防措置 1 住民の予防措置 ○ 津波に対する正しい知識を身につける。 ア 津波は、大きな揺れを伴う地震のときだけ来るとは限らない。 イ・ウ [略] エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波により津波が

	<p>[略]</p> <p>水道事業所 上水道施設等被害情報の収集</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 市本部</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 市本部の組織は、次のとおりである。</p>  <p>ア～オ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 市本部</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 市本部の組織は、次のとおりである。</p>  <p>ア～オ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 市行政組織機構の整備に伴う修正</p>	

地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																		
<p>2-3-15</p>	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>○ 気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p>○ 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="276 1951 874 2150"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内 容	[略]			震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>○ 気象庁は、最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上と予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p>○ 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを地震動特別警報に位置付けている。</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <p>○ 市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="906 1951 1505 2150"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (津波警報又は注意報を</td> <td>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれ</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内 容	[略]			震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれ
種 類	発表基準	内 容																		
[略]																				
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表																		
種 類	発表基準	内 容																		
[略]																				
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれ																		

	注意報を発表した場合は発表しない。）	<u>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</u>		表した場合は発表しない。）	<u>ないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u>
震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 ・<u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>、<u>津波</u>注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村 <u>毎</u> の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村 <u>ごと</u> の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 	地域 <u>ごと</u> の震度の最大値・ <u>長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、</u> 長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後 <u>程度で1回発表</u> ）
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <u>国外で発生した地震について、以下のいずれかを満たした場合等</u> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。 	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。	遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。 	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 	地域 <u>毎</u> の震度の最大値・長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 <u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表</u> （地震発生から <u>約10分後に気象</u>	その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
			推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

2-3-16

		<u>庁ホームページ上に掲載)。</u>
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

ウ 地震活動に関する解説情報等

- 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

種類	内容
地震解説資料	<u>津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料</u>
月間地震概況及び週間地震概況	<u>月毎及び週毎(定期)に発表される地震活動状況等に関する資料</u>

ウ 地震活動に関する解説資料等

- 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(速報版)	<u>以下のいずれかを満たしている場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> <u>・津波警報等発表時(遠地地震による発表時を除く。)</u> <u>・岩手県内で震度4以上を観測</u> <u>(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</u>	<u>地震発生後30分程度をめぐり、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料</u>
地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版)	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> <u>・津波警報等発表時</u> <u>・岩手県内で震度5弱以上を観測</u> <u>・社会的に関心の高い地震が発生</u>	<u>地震発生後1~2時間をめぐり第1号を発表する。</u> <u>・地震解説資料(全国詳細版)</u> <u>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料</u> <u>・地震解説資料(地域詳細版)</u> <u>地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資</u>

2-3-16

(2) 津波警報等の種類
ア 津波警報等の種類と内容
[略]

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	[略]	[略]	<u>(巨大)</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	[略]	[略]	<u>(高い)</u> 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が

料(地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある)

月間地震概況	・定期(毎月)	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
--------	---------	---------------------------------------------------------------

(2) 津波警報等の種類
ア 津波警報等の種類と内容
[略]

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	[略]	[略]	<u>巨大な津波が襲い</u> 、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	[略]	[略]	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除される

			解除されるまで安全な場所から離れない。				まで安全な場所から離れない。
	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	[略]	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	[略]	
	イ・ウ [略] (3)～(7) [略] 2 [略]			イ・ウ [略] (3)～(7) [略] 2 [略]			
修正理由	<input type="radio"/> 防災基本計画の修正に伴う修正 <input type="radio"/> 所要の修正						

地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	第15節 医療・保健計画	第15節 医療・保健計画
2-3-41	第1 基本方針 1～6 [略] 7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。 8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。 9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。	第1 基本方針 1～6 [略] 7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム <u>(DHEAT)</u> の応援要請を行う。 8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。 9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。
修正理由	<input type="radio"/> 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																								
2-5-11	<p>第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項</p> <p>津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成時期は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="279 376 874 745"> <thead> <tr> <th data-bbox="279 376 432 555">津波避難対策緊急事業を行う区域</th> <th data-bbox="432 376 619 555">津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</th> <th data-bbox="619 376 719 555">目標</th> <th data-bbox="719 376 874 555">達成時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="279 555 432 701">永浜地区</td> <td data-bbox="432 555 619 701">避難路その他の避難経路の整備に関する事業</td> <td data-bbox="619 555 719 701">1箇所</td> <td data-bbox="719 555 874 701"><u>令和6年度</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="279 701 874 745">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期	永浜地区	避難路その他の避難経路の整備に関する事業	1箇所	<u>令和6年度</u>	[略]				<p>第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項</p> <p>津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成時期は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="906 376 1500 745"> <thead> <tr> <th data-bbox="906 376 1059 555">津波避難対策緊急事業を行う区域</th> <th data-bbox="1059 376 1246 555">津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</th> <th data-bbox="1246 376 1347 555">目標</th> <th data-bbox="1347 376 1500 555">達成時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="906 555 1059 701">永浜地区</td> <td data-bbox="1059 555 1246 701">避難路その他の避難経路の整備に関する事業</td> <td data-bbox="1246 555 1347 701">1箇所</td> <td data-bbox="1347 555 1500 701"><u>令和7年度</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="906 701 1500 745">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期	永浜地区	避難路その他の避難経路の整備に関する事業	1箇所	<u>令和7年度</u>	[略]			
津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期																							
永浜地区	避難路その他の避難経路の整備に関する事業	1箇所	<u>令和6年度</u>																							
[略]																										
津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期																							
永浜地区	避難路その他の避難経路の整備に関する事業	1箇所	<u>令和7年度</u>																							
[略]																										
修正理由	○ 事業期間の延長に伴う修正																									